

令和6年度 石巻市不妊検査費助成事業のご案内

石巻市では、不妊を心配する夫婦や子供を望む夫婦が不妊検査を受けた場合に、検査費用の一部を助成する事業を実施しています。助成を希望される方は、石巻市への申請が必要となります。



1 対象となる方

以下のいずれにも該当する方が対象です。

- ① 申請日時点で法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦であること
- ② 検査開始日の妻の年齢が43歳未満であること
- ③ 夫婦双方が検査を受けていること
- ④ 申請日時点で、石巻市内に住所を有すること（夫婦のいずれか一方でも可）

※すでに宮城県不妊検査費助成事業により助成を受けている場合や、申請する検査費について他自治体等で同様の補助を受けている場合は対象となりませんので、ご了承ください。

3 助成額

不妊検査に係る費用として医療機関に支払った額とし、**上限3万円**

4 助成回数

夫婦1組につき**1回限り**

2 申請の手続き

検査が終了した日又は検査開始日から1年を経過した日のいずれか早い日から**3か月以内**に下記の書類を添えて健康推進課又は各総合支所市民福祉課に申請してください。

※令和6年4月1日から令和6年6月30日までに検査を終了している場合やご不明な点については、事前にお問い合わせください。

- ① 石巻市不妊検査費助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 不妊検査費助成事業に係る受診等証明書（様式第2号）
- ③ 夫及び妻の住民票の写し（申請日前3か月以内に発行されたもので、続柄の記載されたもの。）
- ④ 戸籍謄本（③の住民票により夫婦であることが確認できる場合は不要）
- ⑤ 事実婚申立書（事実婚の場合）
- ⑥ 医療機関が発行する対象検査の領収書の写し
- ⑦ 通帳の写し

5 申請及びお問い合わせ先

石巻市役所健康推進課	☎95-1111
河北総合支所市民福祉課	☎62-2117
雄勝総合支所市民福祉課	☎57-2113
河南総合支所市民福祉課	☎72-2094
桃生総合支所市民福祉課	☎76-2111
北上総合支所市民福祉課	☎67-2113
牡鹿総合支所市民福祉課	☎45-2113